

平成 28 年度第 1 回始良市地域公共交通会議

○日 時：平成 28 年 4 月 12 日（火）
午前 10 時～

○場 所：始良市役所本庁舎 2 階 大会議室

<会次第>

1 開会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ

4 委員紹介

5 議事

(1) 報告事項

(ア) 始良市の地域公共交通施策の推進体制等について【資料 1】【資料 2】【資料 3】

(イ) 会長の職務を代理する者及び福祉協議会の委員の指名について【資料 4】

(ウ) 監査委員の選任について【資料 5】

(エ) 始良市地域公共交通会議財務取扱規程について【資料 6】

(オ) 始良市の地域公共交通の現状等について【別紙：バス路線図①②】

(2) 協議事項

(ア) 始良市地域公共交通会議事務局規程案について【資料 7】

(イ) 平成 28 年度始良市地域公共交通会議事業計画案及び平成 28 年度予算案について
【資料 8】【資料 9】

6 その他

7 閉会

始良市地域公共交通会議委員

	団体名等	委員		出席者	
		役職等	氏名	役職等	氏名
1	主宰者	会長(始良市長)	笹山 義弘	始良市長	笹山 義弘
2	九州運輸局鹿児島運輸支局 *	首席運輸企画専門官	久保田 靖彦	首席運輸企画専門官	久保田 靖彦
3	鹿児島県企画部交通政策課 *	課長	仲澤 純	主幹兼陸上交通係長	井之上 大
4	鹿児島県警察始良警察署	交通課長	益満 秀	交通課長	益満 秀
5	九州地方整備局鹿児島国道事務所	計画課長	永田 哲也	計画課長	永田 哲也
6	鹿児島県始良・伊佐地域振興局	建設部長	福元 一也	建設部長	福元 一也
7	南国交通株式会社	自動車事業部業務部営業企画課課長代理	林 貴彦	自動車事業部業務部営業企画課課長代理	林 貴彦
8	鹿児島交通株式会社	取締役乗合営業部長	西 修平	取締役乗合営業部長	西 修平
9	有限会社あいら交通	代表取締役	佐藤 一義	代表取締役	佐藤 一義
10	公益社団法人鹿児島県バス協会	専務理事	中原 昭雄	専務理事	中原 昭雄
11	一般社団法人鹿児島県タクシー協会 *	専務理事	山口 俊則	専務理事	山口 俊則
12	南国交通労働組合	副執行委員長	前田 正洋	副執行委員長	前田 正洋
13	いわさきバス労働組合	執行委員長	吉村 孝明	副執行委員長	橋口 貞文
14	特定非営利活動法人サポートロコペリ *	施設長	野島 紀章	施設長	野島 紀章
15	始良市老人クラブ連合会 *	会長	徳永 明美	会長	徳永 明美
16	始良市身体障害者協議会 *	会長	竹田 正利	会長	竹田 正利
17	始良市民生委員児童委員協議会連合会 *	副会長	山口 保男	副会長	山口 保男
18	始良市校区コミュニティ協議会	代表	野口 治将	代表	野口 治将
19	学識経験者 *		古市 幹朗		古市 幹朗
20	学識経験者		若月 覺	欠席	
21	始良市社会福祉協議会 *	副会長	深浦 卓二	副会長	深浦 卓二
22	始良市商工会	会長	中間 博英	事務局長	仮屋 政信
23	始良市観光協会	会長	柳鶴 勉	会長	柳鶴 勉
24	始良市	企画部長 *	福留 修	企画部長	福留 修
25		総務部長	脇田 満穂	総務部長	脇田 満穂
26		保健福祉部長 *	恒見 良一	保健福祉部長	恒見 良一
27		建設部長	上山 正人	建設部長	上山 正人
28		教育部長	久保 博文	教育部長	久保 博文
29		加治木総合支所長	木上 健二	加治木総合支所長	木上 健二
30		蒲生総合支所長	松元 滋美	蒲生総合支所長	松元 滋美

※ 団体名等欄に「*」印のある委員は、要綱第9条に規定する福祉協議会(福祉有償運送に関する協議を行う)の委員とする。

始良市の地域公共交通会議の推進体制等について

1. 始良市地域公共交通会議の位置付け

まちづくり、教育、医療・福祉及び観光振興等の多角的な観点から、本市における公共交通のあり方を検討し、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することを目的に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づく「始良市地域公共交通網形成計画」を策定します。

本計画の策定及び計画に基づく各事業の実施においては、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を活用したいことから、当該補助金要綱への対応を図るため、始良市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を、活性化再生法に基づく法定協議会に位置けることとしました。

なお、これまで利用者や住民の意見を聴取し、本市の地域公共交通の改善を図る場として設置していました「始良市交通システム検討委員会」は、その機能が本交通会議でも図られることから廃止することとしました。

また、道路運送法施行規則に基づき、福祉有償運送の必要性等について協議を行っていた「始良市福祉有償運送運営協議会」は、福祉有償運送も一つの移動手段であり、かつ、生活交通の一部であることから、その機能をそのまま本交通会議に移行しつつも独立した「福祉協議会」として位置けることとしました。

2. 交通会議委員について

交通会議は、地域活性化再生法第6条に基づく法定協議会や、道路運送法施行規則第9条の3に規定する地域公共交通会議及び、道路運送法施行規則第51条の7に規定する自家用有償運送（福祉有償運送）の協議を行う運営協議会、これら全てにおいて必要とされる構成員を本市の交通会議の委員として選任しました。

	法定協議会	地域公共交通会議	運営協議会
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)	道路運送法施行規則 (第9条の3)	道路運送法施行規則 (第51条の7)
主宰者	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
目的	地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要な協議	・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ・ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 等	過疎地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項の協議
対象となる交通モード	多様な交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償運送（市町村運営有償運送）	自家用有償運送(NPO等による交通空白地有償運送及び福祉有償運送)

始良市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づく、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 6 条に規定する地域公共交通網形成計画の策定に必要な事項及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定する生活交通確保維持改善計画の策定に必要な事項を協議するため、始良市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通網形成計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 始良市長又はその指名する者
- (2) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
- (3) 鹿児島県企画部交通政策課長又はその指名する者
- (4) 鹿児島県警察始良警察署長又はその指名する者
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (7) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (8) 公益社団法人鹿児島県バス協会の代表者又はその指名する者
- (9) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会又はその指名する者
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (11) 始良市内において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- (12) 市民又は利用者の代表
- (13) 学識経験を有する者その他会長が必要と認める者

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長をおく。

2 会長は、始良市長又はその指名する者とする。

3 会長は、交通会議を代表し、会議を総括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、協議する事項に応じ、会長が委員のうちから指名し、招集し、会長が指名した者が議長となる。

2 交通会議の会議は、指名された委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は必要と認めるときは、議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

4 交通会議の議決の方法は、出席した委員の多数決によるものとし、可否同数のときは議長が決する。

5 交通会議の会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ、非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(会議の特例)

第7条 会長は、次に掲げるときは、全ての委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。

(1) 緊急やむを得ない事情があるとき。

(2) その他会長が必要と認めるとき。

(福祉協議会)

第8条 交通会議に、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第51条の7に規定する運営協議会として始良市福祉有償運送運営協議会（以下「福祉協議会」という。）を置く。

2 福祉協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要

性、旅客から収受する対価並びに輸送の安全の確保及び利用者利便の確保措置に関する事項

- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(福祉協議会の委員)

第9条 福祉協議会に属する委員は、第3条に規定する交通会議の構成員の中から、規則第51条の8第1項及び第2項に規定する者を、会長が指名する。

(福祉協議会の委員長等)

第10条 福祉協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、福祉協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長がともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が職務を代理する。

(福祉協議会の会議)

第11条 福祉協議会の会議は、第6条(第1項を除く。)の規定を準用する。

(福祉協議会の会議の特例)

第12条 委員長は、次に掲げるときは、福祉協議会に属する委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 緊急やむを得ない事情があるとき。
- (2) 運送者が更新登録の申請を行うとき。
- (3) その他委員長が必要と認めるとき。

(福祉協議会の議決)

第13条 福祉協議会の議決は、これをもって交通会議の議決とする。ただし、福祉協議会に係る重要又は異例な事項については、この限りでない。

(会長への報告)

第14条 委員長は、福祉協議会の会議結果を会長に報告するものとする。

(守秘義務)

第15条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(協議結果の取扱い)

第16条 交通会議及び福祉協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第17条 交通会議の庶務は、地域政策課において処理する。ただし、福祉協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(経費の負担)

第18条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第19条 交通会議に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が選任する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第20条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第21条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(始良市交通システム検討委員会要綱及び始良市福祉有償運送運営協議会要綱の廃止)

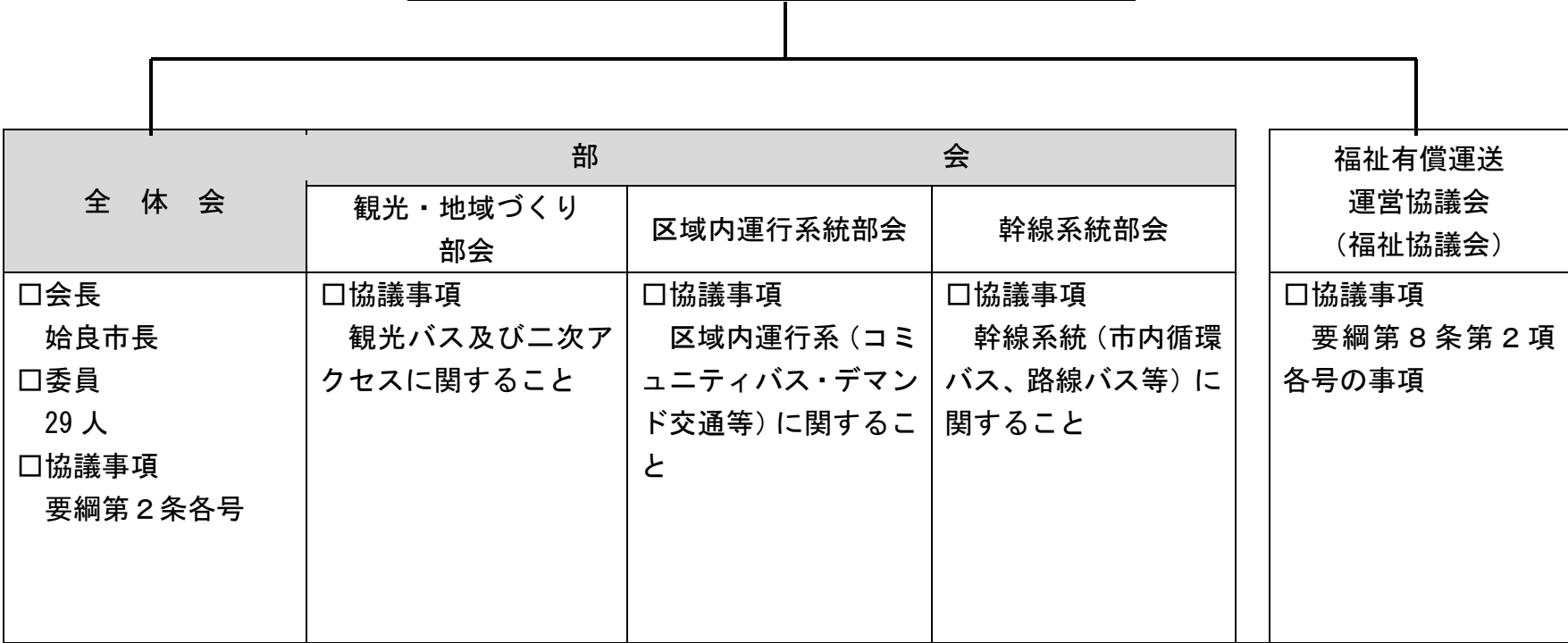
2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 始良市交通システム検討委員会要綱（平成22年始良市告示第1224号）

(2) 始良市福祉有償運送運営協議会要綱（平成23年始良市告示第46号）

始良市の地域公共交通の推進に関する組織体制図

始良市地域公共交通会議



会長の職務を代理する者及び福祉協議会の委員の指名について

□会長の職務を代理する者

要綱第4条第4項に規定する会長の職務を代理する者は、次の者とする。

企画部長 福留 修

□福祉協議会の委員

要綱第9条に規定する福祉協議会の委員は、次の者とする。

九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官 久保田 靖彦
鹿児島県企画部交通政策課 課長 仲澤 純
一般社団法人鹿児島県タクシー協会 専務理事 山口 俊則
特定非営利活動法人サポートロコペリ 施設長 野島 紀章
始良市老人クラブ連合会 会長 徳永 明美
始良市身体障害者協会 会長 竹田 正利
始良市民生委員児童委員協議会連合会 副会長 山口 保男
学識経験者（鹿児島県社会福祉協議会） 古市 幹朗
始良市社会福祉協議会 副会長 深浦 卓二
始良市企画部長 福留 修
始良市保健福祉部長 恒見 良一

監査委員の選任について

□監査委員

要綱第19条第1項及び第2項に規定する監査委員に次の者を選任する。

始良市民生委員児童委員協議会連合会 副会長 山口 保男
始良市商工会 会長 中間 博英

始良市地域公共交通会議財務取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、始良市地域公共交通会議設置要綱（平成 28 年始良市告示第 181 号。以下「要綱」という。）第 20 条の規定に基づき、始良市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第 2 条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、年度開始前に交通会議の承認を得るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。
- 4 会長は、第 2 項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに始良市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

- 2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第 4 項の規定を準用する。

(予算区分)

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。
- 3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表 1 及び別表 2 に規定する以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 5 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、始良市の例によるものとする。

- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 6 条 交通会議の出納は、会長が行う。

- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第 7 条 会長は、交通会議事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

- 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第 8 条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、始良市の例により行うものとする。

2 交通会議の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊
(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、延滞なく、交通会議の決算を調整し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第12条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに始良市長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年度予算の特例)

2 平成28年度の交通会議の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

始良市地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、始良市地域公共交通会議設置要綱（平成 28 年始良市告示第 181 号）第 21 条の規定に基づき、始良市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

（事務局職員）

第 3 条 事務局に、事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、始良市企画部地域政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、始良市企画部地域政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、始良市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第 6 条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、型式、寸法、書体、使用区分、保管者及び個数は別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、始良市において定められている公印の取扱いの例による。

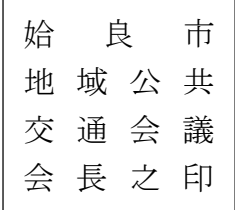
（その他）

第 7 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	型式	寸法	書体	使用区分	保管者	個数
始良市地域公共交通会議会 長之印	 The seal is square with a double-line border. Inside, the text '始良市' is at the top, '地域公共' is in the middle, and '交通会議' is at the bottom, with '会' on the left and '長之印' on the right.	方 21 ミリメ ートル	れい書体	会長名をもつ て発する文書	事務局長	1

平成28年度始良市地域公共交通会議事業計画(案)

	地域公共交通会議		福祉協議会
	部会	公共交通網形成計画	
4月12日	第1回交通会議		
6月中旬			NPO法人実績報告及び審査
7月中旬			調査事業委託業者選定
8月上旬	第2回交通会議 (調査事業内容及び計画方針の協議等)		調査業務開始(～12月末)
9月中旬			調査内容中間報告
9月下旬		各部会開催 (調査事業中間報告)	
10月中旬		各部会開催 (計画の方向性を協議)	将来に向けた分析・検討開始(～2月末)
12月上旬		各部会開催 (部会ごとの分析・検討)	調査内容最終報告 NPO法人状況報告及び審査
12月下旬	第3回交通会議 (部会ごとの中間報告及び全体協議)		計画書とりまとめ(～3月下旬)
2月中旬		各部会開催 (計画最終案とりまとめ)	福祉有償運送更新手続き審査
3月上旬			計画書最終案作成
3月下旬	28年度決算監査		
3月下旬	第4回交通会議 (計画書最終確認及び報告)		

平成28年度始良市地域公共交通会議予算(案)

(歳入)

単位:円

款	項	目		予算額	備考
2 補助金	1 補助金	1 補助金	国庫補助金	4,400,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
			市補助金	200,000	
合 計				4,600,000	

(歳出)

単位:円

款	項	目		予算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	報償費	180,000	出会謝金
	2 事務費	1 事務費	需用費	20,000	消耗品
2 事業費	1 事業費	1 事業費	委託料	4,400,000	地域公共交通網形成計画策定業務委託
合 計				4,600,000	